

鋸南町男女共同参画推進計画

(素案)

みんなでつくる

自分らしく輝くまち・鋸南



令和4年 月

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. これまでの経緯	3
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	5
5. 男女共同参画を取り巻く鋸南町の状況	6
第2章 計画の構成	13
1. 計画の体系	13
2. 基本理念	14
3. 基本目標	15
第3章 計画の内容	16
1. 重点的に取り組む施策	16
2. 女性活躍推進とDV防止の内容を含む施策	16
3. 内容	17
基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり	17
基本目標Ⅱ あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	20
基本目標Ⅲ 健康で安心・安全な地域づくり	24
第4章 計画の推進体制	29
1. 計画推進のための役割	29
2. 計画の進行管理	30

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

町の最上位計画である「鋸南町総合計画」では、「みんなでつくる 三ツ星のふるさと・鋸南」を町の将来像に掲げ、基本目標2の中で、一人ひとりの人権が尊重され、安心した社会生活を送れるような、共生社会の構築を目指しています。

国際情勢では、平成27年に国連で採択された持続可能な目標（SDGs^{※1}）において、「ジェンダー^{※2}平等の実現」を目標のひとつとしています。

「鋸南町総合計画」やSDGsの考え方を踏まえ、町における男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、「鋸南町男女共同参画推進計画」を策定するものです。

※1 SDGs

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国のSDGs推進本部が令和元年に決定した「SDGs実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映することなどが期待されています。

持続可能な開発目標（SDGs）の概要

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連広域センター

※2 ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

2. これまでの経緯

(1) 国の取組

我が国における男女平等の取組は、昭和50年に国際連合が設けた「国際婦人年」に始まり、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するなど、国際社会の動きとして進められてきました。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年にこの法律に基づく最初の国の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されて以降、様々な施策が進められてきました。

平成16年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正法、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、国の重要施策として男女共同参画が大きく取り上げられる機会が増えています。

こうした中、令和2年に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次の4つを提示し、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力のある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にする取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 千葉県の取組

県においては、平成13年に「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

その後、平成14年に「千葉県女性サポートセンター」を開設し、平成18年に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。

令和3年に「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、国の計画を勘案しつつ、SDGsの考え方を踏まえ、次の7つの施策を重点的に取り組むこととしています。

- ①ワーク・ライフ・バランス^{※3}（仕事と生活の調和）の普及促進
- ②子育て・介護への支援
- ③地域活動における男女共同参画の促進
- ④政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- ⑤DV^{※4}・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- ⑥防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の推進
- ⑦あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

※3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされています。

※4 DV（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者、元配偶者や恋人などパートナーからの暴力」のことをいいます。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、性的行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、あらゆる形の暴力が含まれます。

3. 計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付け

各分野での基本方針との連携を図り、国や県の考え方を踏まえた町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」としての位置付け

女性の職業生活における活躍の推進及びワーク・ライフ・バランスに関する施策について、町における推進計画として位置付け、本計画と一体的に策定します。

※推進計画の該当部分

基本目標Ⅰ	基本的な課題（1）	施策1、3
基本目標Ⅱ	基本的な課題（1）	施策1、2、3
	（2）	施策1、2、3、4
	（3）	施策1、2、3
基本目標Ⅲ	基本的な課題（3）	施策1、3

(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」としての位置付け

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策について、町における基本計画として位置付け、本計画と一体的に策定します。

※基本計画の該当部分

基本目標Ⅲ	基本的な課題（2）	施策6、7、8、9
-------	-----------	-----------

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画である「第5次千葉県男女共同参画計画」や「鋸南町総合計画（前期基本計画）」の計画終了時期と合わせ、令和4年度から令和7年度の4年間とします。なお、計画期間についても社会及び経済状況などの変化や計画の進捗状況に応じて、見直しを検討します。

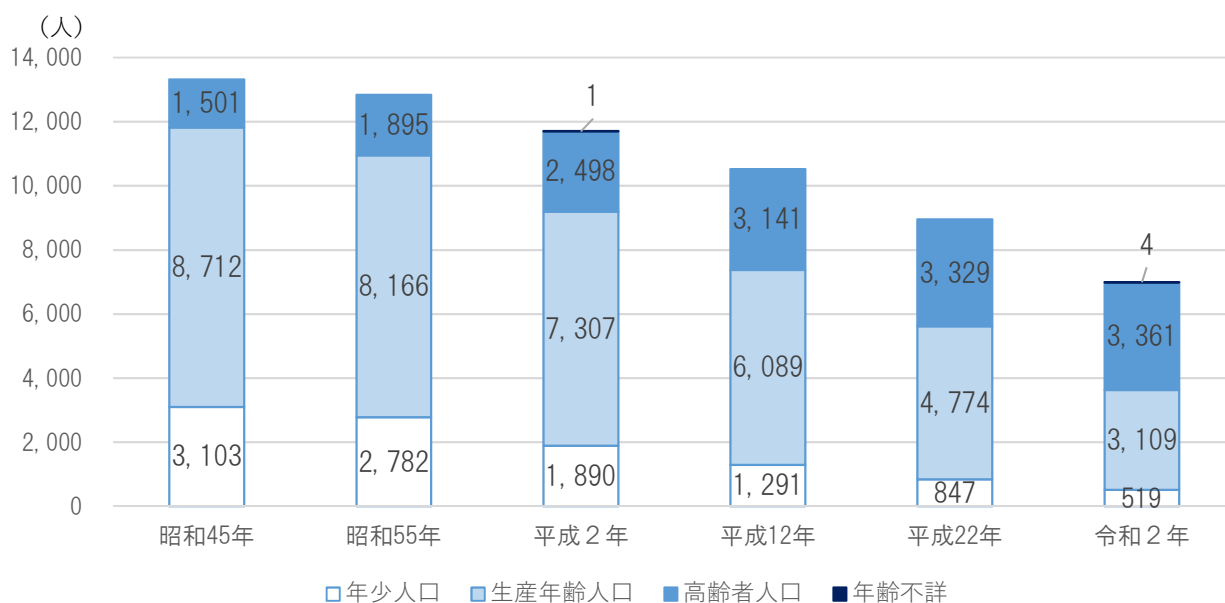
5. 男女共同参画を取り巻く鋸南町の状況

(1) 総人口の推移（鋸南町）

国勢調査による令和2年の町の人口は、6,993人で、一貫して減少傾向が続いています。15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少を続ける一方、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。

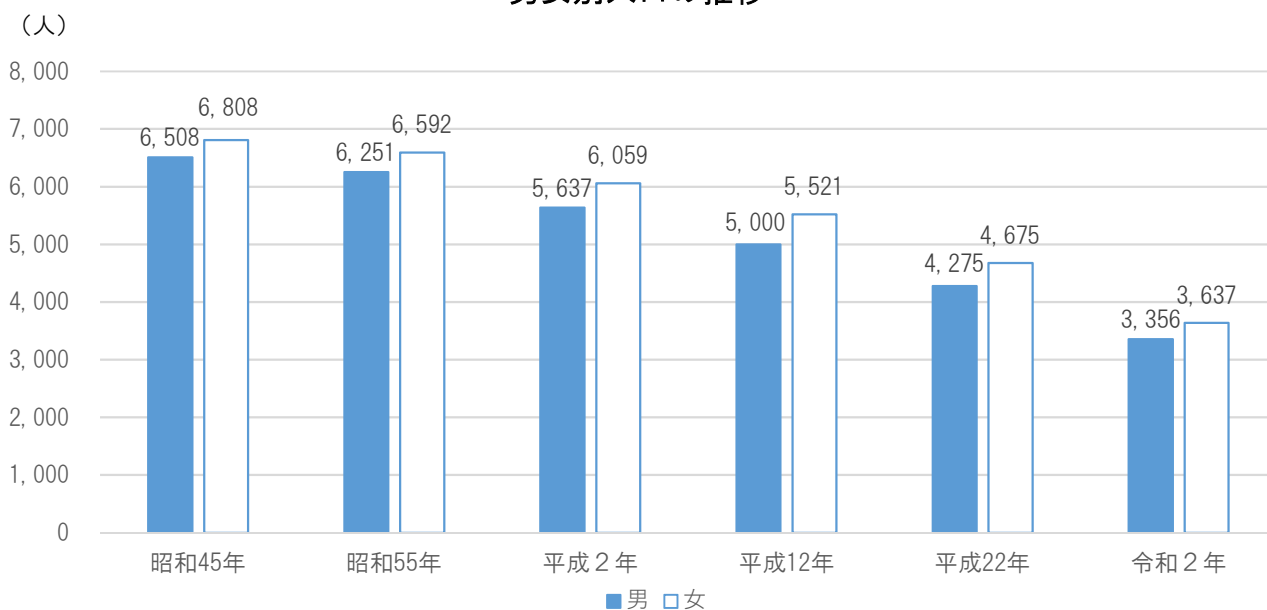
また、男女別の人口は、どの年も女性の方が多くなっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

男女別人口の推移



資料：国勢調査

(2) 少子高齢化・将来人口推計（鋸南町）

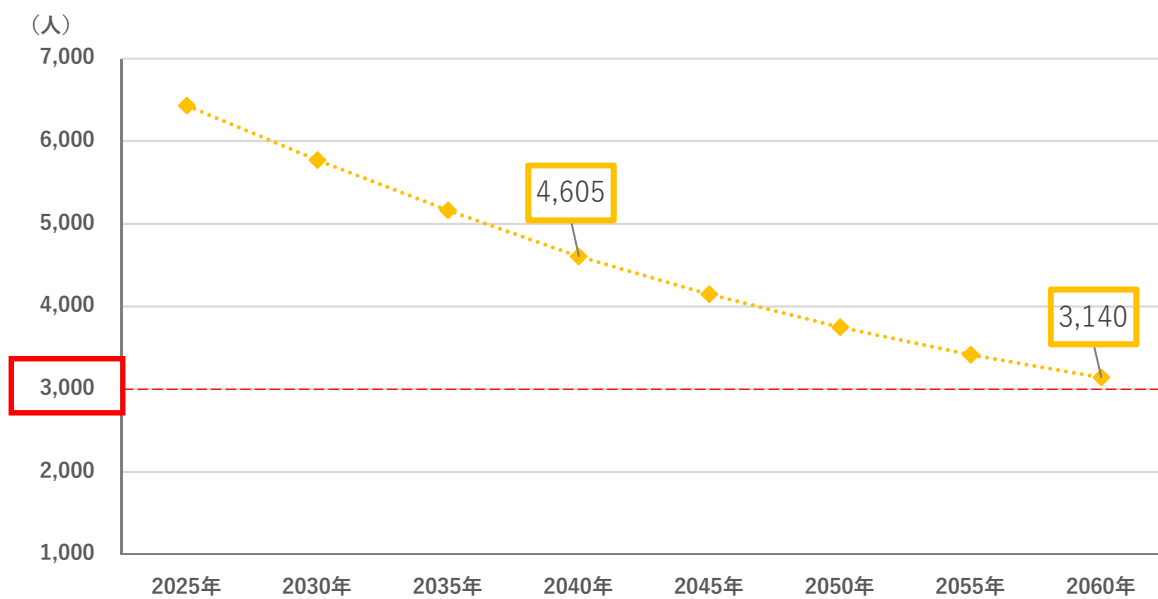
現在、町の人口は急速な減少を続けています。さらに、平成27年国勢調査では、高齢化率（年齢不詳を除く総人口に占める65歳以上の割合）が43.6%と、町民の10人に4人が65歳以上となっており、少子高齢化が深刻です。こうした状況に対し、「鋸南町人口ビジョン」を平成27年に策定、令和2年に改訂し、将来人口の試算結果を示しています。

町では、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの仮定条件を参考とした推計（努力水準）の仮定による将来人口推計を町の目標としています。この仮定の考え方では、2060年で人口3,000人を維持し、高齢化率は41.0%程度になると推計されます。

町が採用した将来人口推計

- 出生の仮定 合計特殊出生率が、2030年に1.80、2040年に2.07（人口置換水準）まで上昇し、その後2.07で推移する。
- 移動の仮定 2020年以降、移動（純移動率）が徐々に縮小し、2040年以降ゼロ（均衡）で推移する。

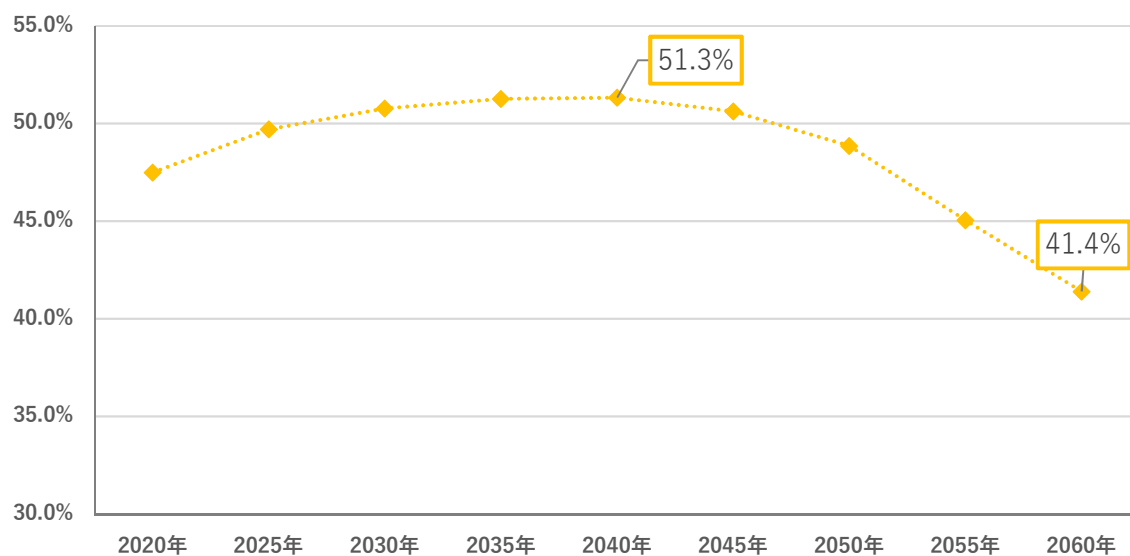
将来人口推計



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口	7,171	6,428	5,769	5,163	4,605	4,146	3,747	3,414	3,140

資料：鋸南町人口ビジョン

高齢化率



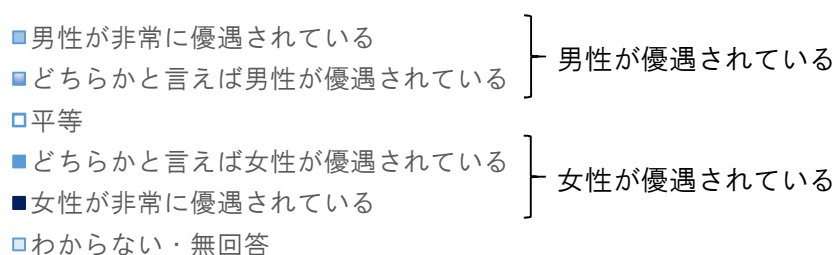
資料：鋸南町人口ビジョン

(3) 男女の平等意識（千葉県）

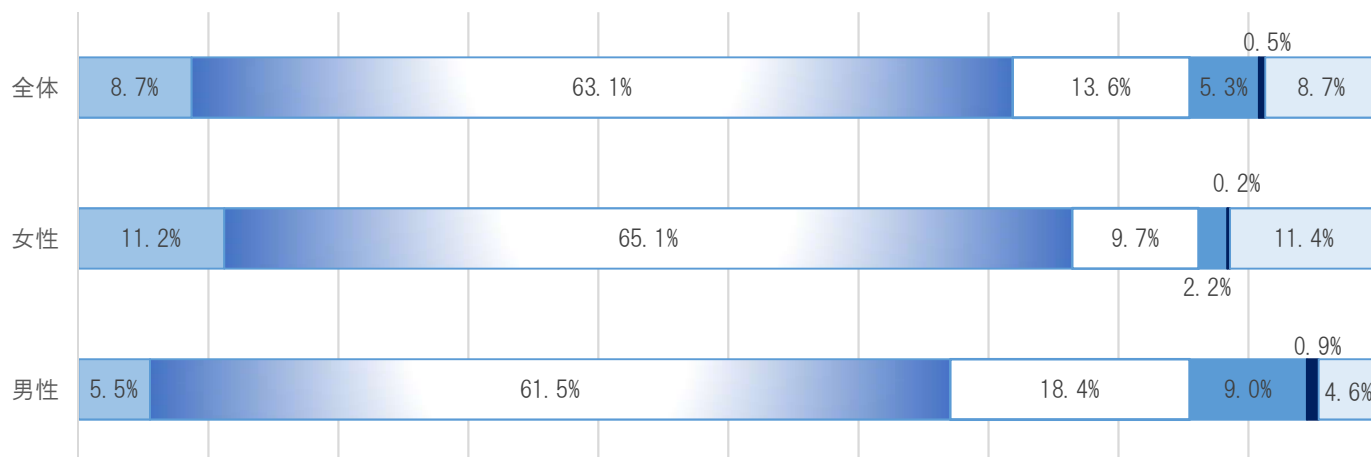
県が行った男女平等意識についての調査では、どの分野においても、『男性が非常に優遇されている』と『どちらかといえば男性が優遇されている』を足した『男性が優遇されている』が、『女性が非常に優遇されている』と『どちらかといえば女性が優遇されている』を足した『女性が優遇されている』を上回っています。特に、『男性が優遇されている』分野は、「(キ) 社会通念・慣習で（風潮・しきたり等）」が最も高くなっています。

『平等』と思う分野は、「(エ) 学校教育の場で」が最も高く、「(オ) 政治の場で」が最も低い状況です。町でも同様の状況が考えられます。

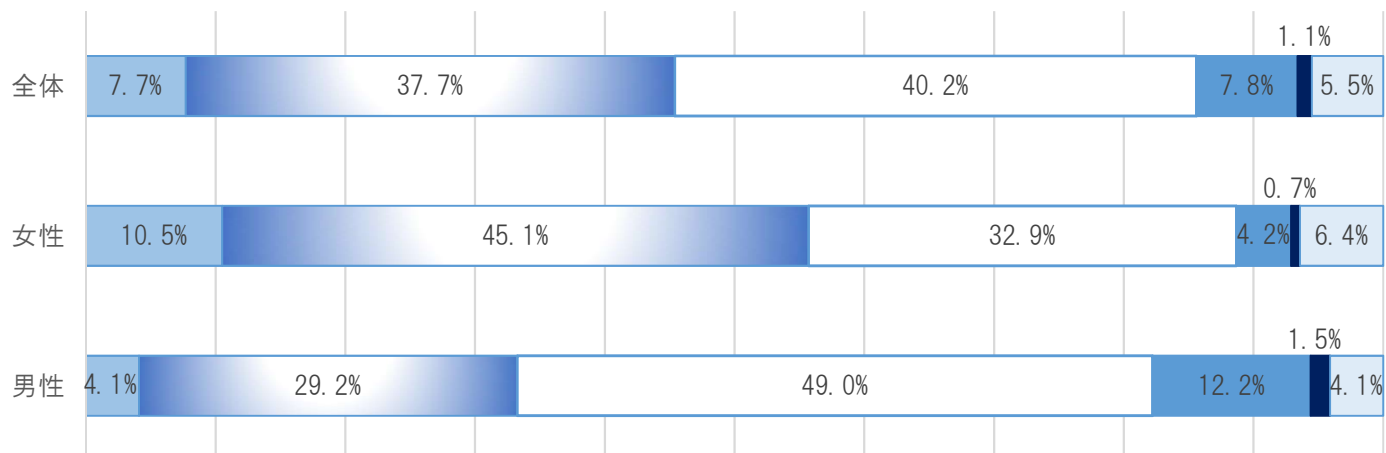
社会の様々な分野における男女の平等意識（千葉県）



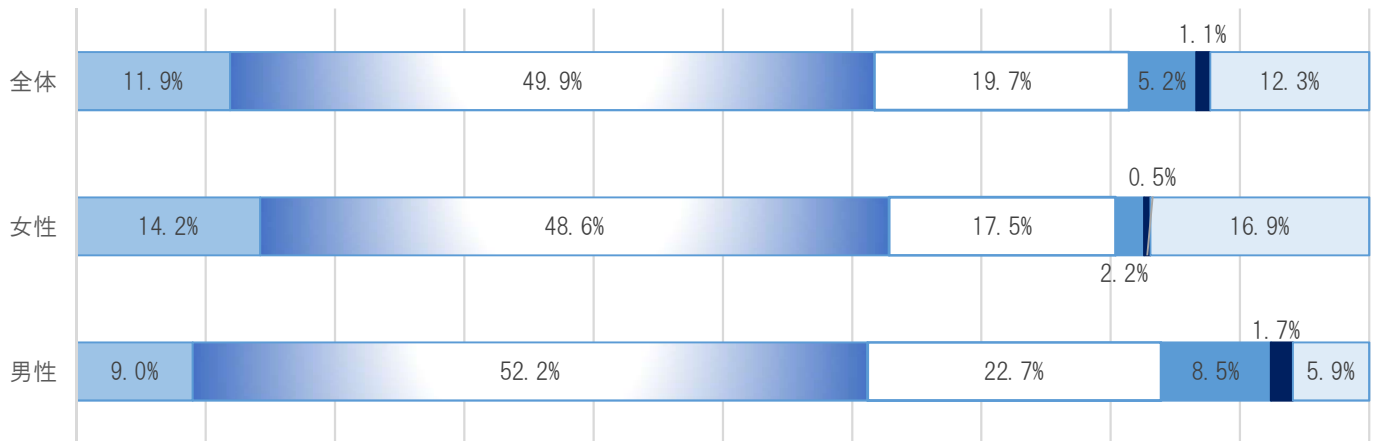
(ア) 社会全体で



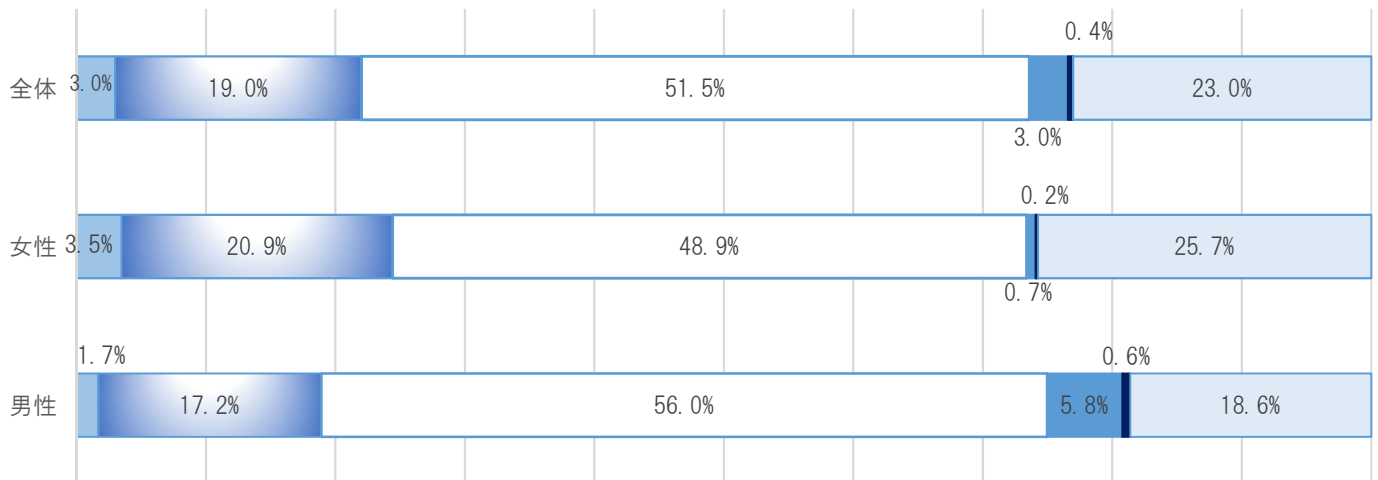
(イ) 家庭のなかで



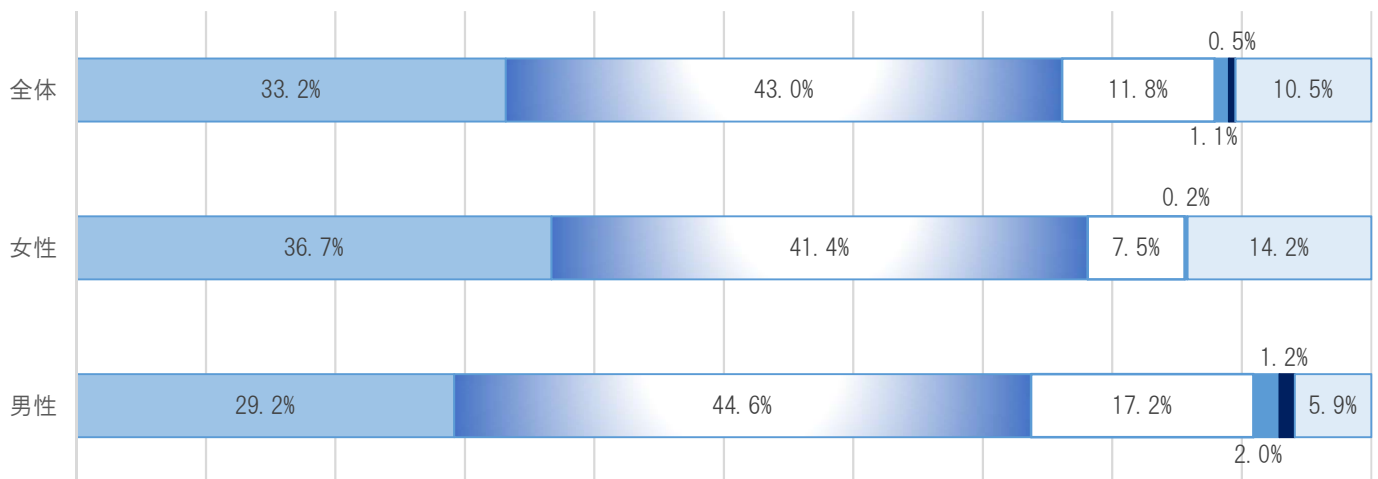
(ウ) 職場のなかで



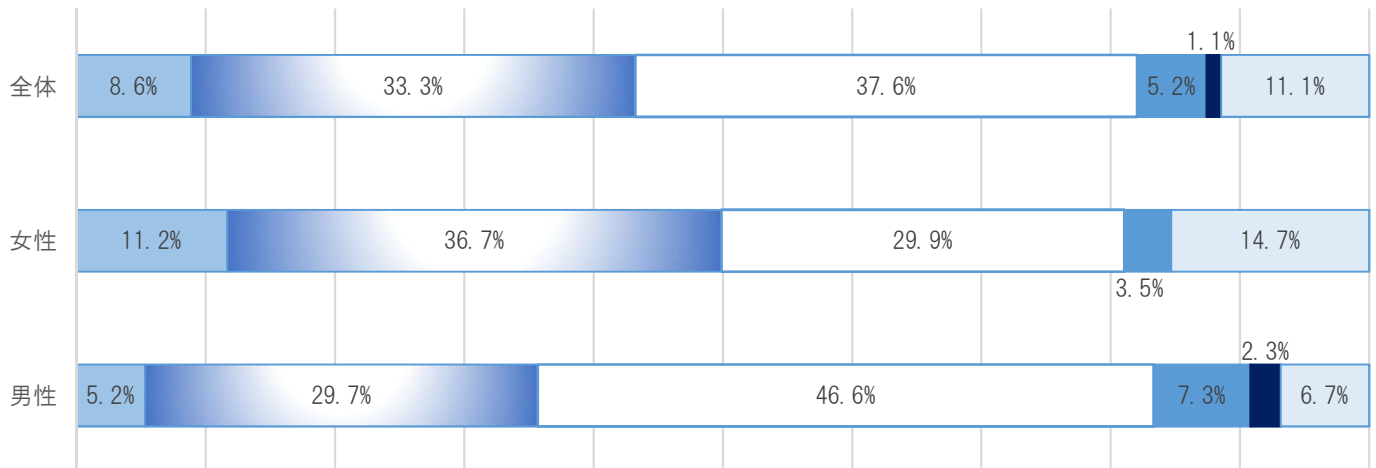
(エ) 学校教育の場で



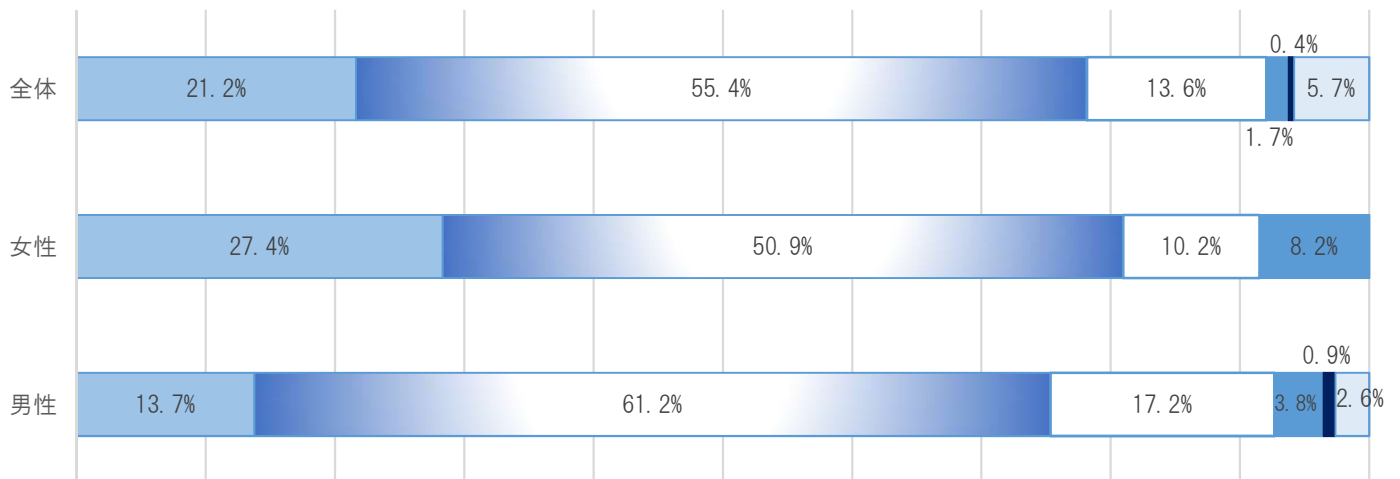
(オ) 政治の場で



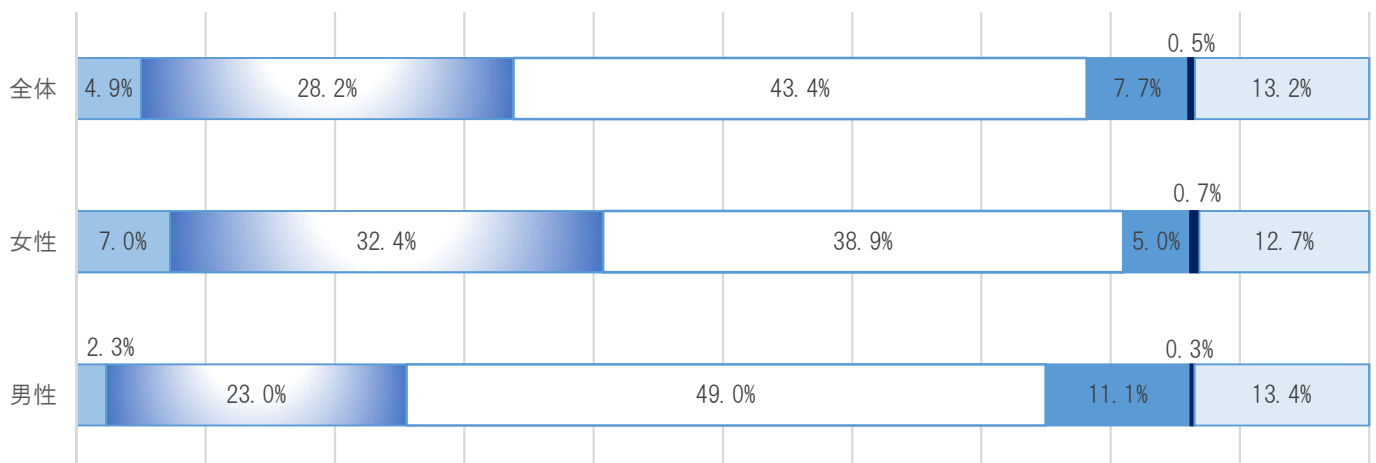
(カ) 法律や制度の上で



(キ) 社会通念・慣習で



(ク) 地域活動の場で（自治会・PTA・ボランティア等）



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」（令和元年）

(4) 女性の労働状況（鋸南町）

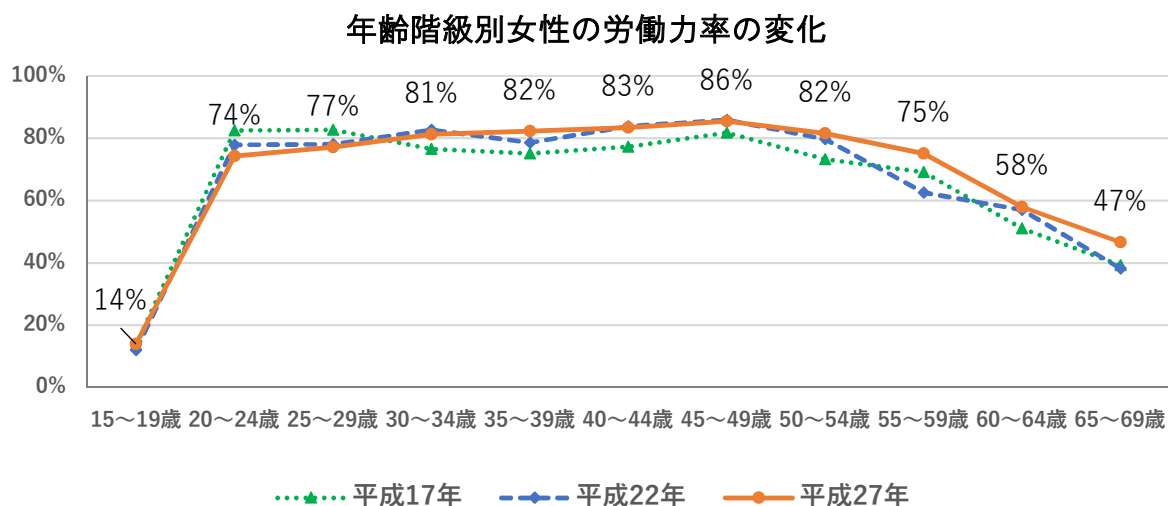
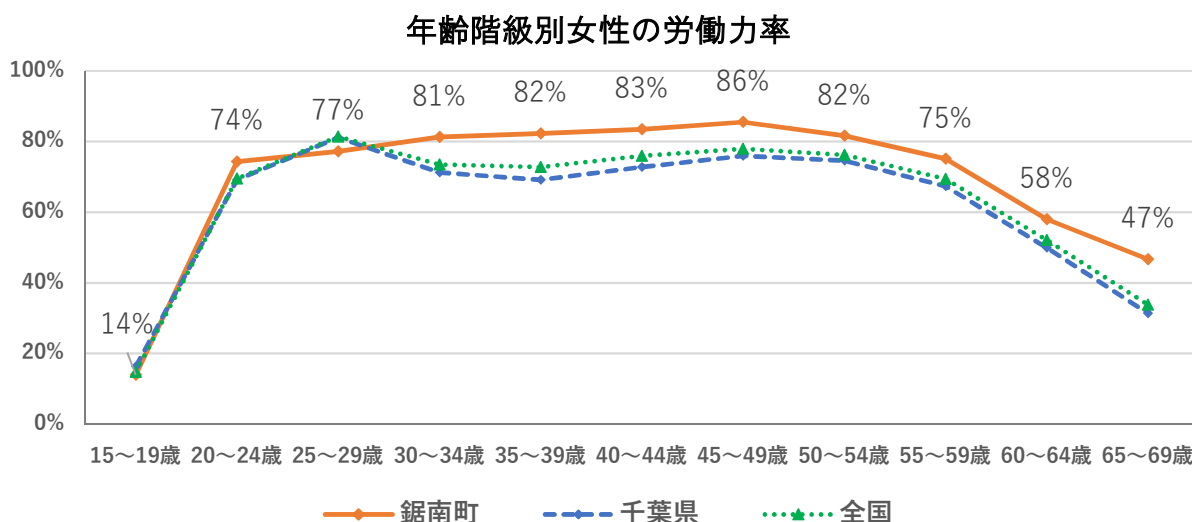
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行や、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正をはじめとする就業に関する環境整備により、家庭と仕事の両立を図る取組が進められています。

平成27年度の女性の労働力率は、町と県、全国を年齢別に比較すると、15～19歳、25～29歳を除き全国値を上回っています。

また、県値、全国値をみると、30～34歳の子育て期の女性の労働力率が落ち込む、いわゆるM字カーブ^{※5}を描いていますが、町ではM字カーブの状態が解消しています。

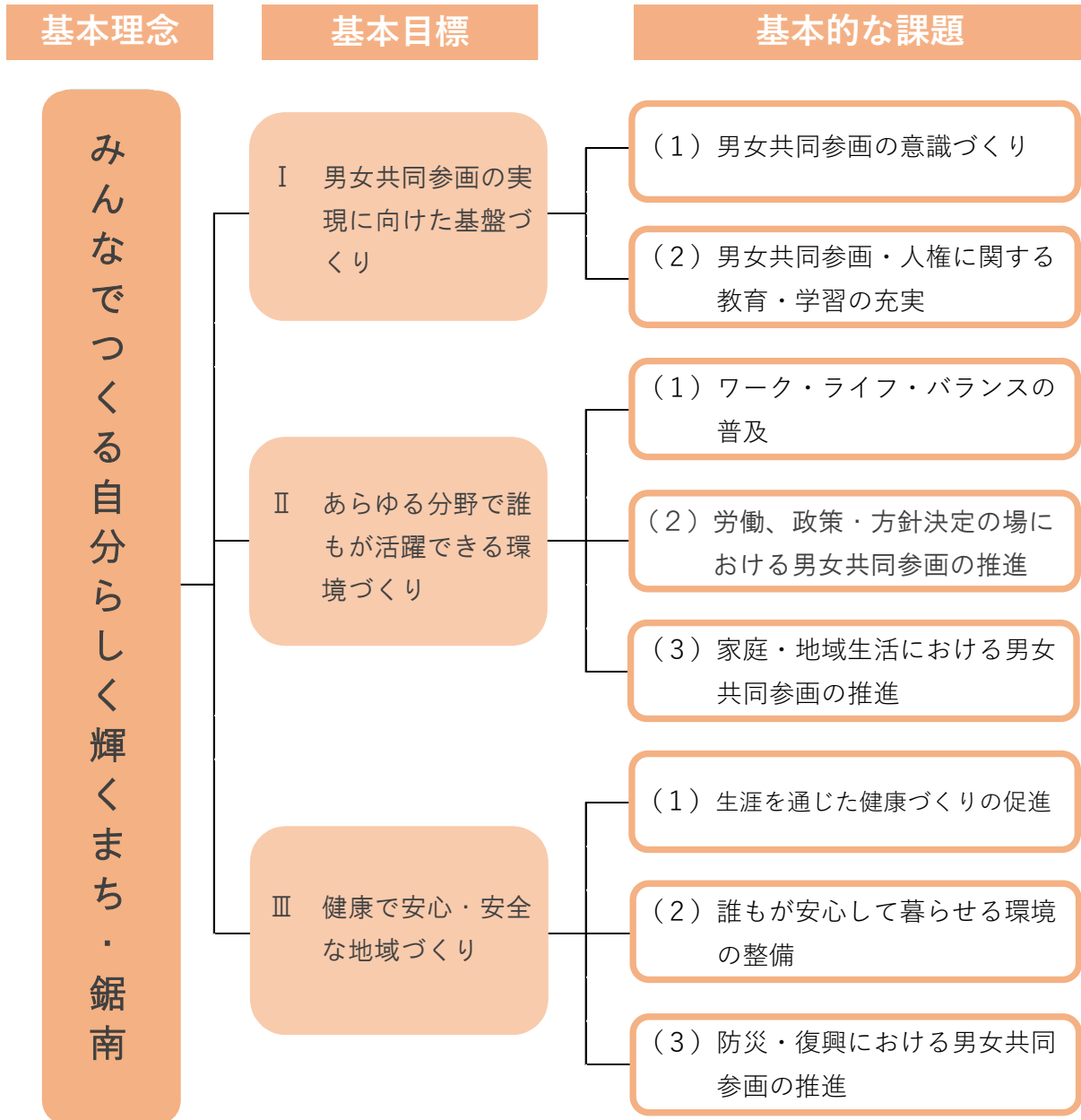
※5 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳台を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにありますが、国際的には、台形型に近くなっている国が多く見られます。



第2章 計画の構成

1. 計画の体系



2. 基本理念

みんなで作る自分らしく輝くまち・鋸南

男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つの基本理念を明らかにして、国、地方公共団体及び国民がこれらに関する取組を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

本計画では、同法の基本理念と、「鋸南町総合計画」で掲げている町の将来像「みんなで作る 三ツ星のふるさと・鋸南」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びや責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を実現できる社会をみんな目指していけるよう、「みんなで作る自分らしく輝くまち・鋸南」を町の基本理念とします。

参考：男女共同参画社会基本法の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

(3) 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

(5) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動などができるようにする必要があります。

3. 基本目標

本計画では、次の3つの基本目標を設定し、町の男女共同参画を推進します。

(1) 男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

男女が、固定的な性別役割分担意識^{※6}や無意識の思い込み^{※7}にとらわれることなく自分らしさを大切にできるよう、男女共同参画への意識づくりや、教育・学習の場の提供を目標とします。

(2) あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活の調和がとれ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、男性も女性も個性と能力を発揮し、職場・家庭・地域のそれぞれの場で主体的に参画し、ともに活躍できる環境をつくることを目標とします。

(3) 健康で安心・安全な地域づくり

男女の個人としての尊厳が重んじられ、多様性を尊重し、誰もが自らの存在に誇りを持って、安心・安全にいきいきと暮らせるまちづくりを目標とします。

※6 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※7 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくことをいいます。

第3章 計画の内容

1. 重点的に取り組む施策

より計画的に施策に取り組めるよう、県の取組を踏まえつつ、町が重点的に取り組む施策について次のとおりとします。

- ①男女共同参画意識の普及促進 (P18)
- ②千葉県男女共同参画地域推進員候補者の積極推薦 (P18)
- ③ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 (P21)
- ④子育て支援サービスの充実 (P21)
- ⑤各種審議会・委員会の女性割合の増加 (P22)
- ⑥ボランティア活動の活発化 (P23)
- ⑦各種健診、がん検診などの推進 (P25)
- ⑧介護支援サービスの充実 (P27)
- ⑨DV・児童虐待を許さない意識啓発 (P27)
- ⑩「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発 (P28)

本文中には、**重点** と表記しています。

2. 女性活躍推進とDV防止の内容を含む施策

本計画は、女性の職業生活における活躍推進に係る「市町村推進計画」、DV防止に係る「市町村基本計画」として位置付け、本計画と一体的に策定します。

女性活躍推進及びDV防止の内容を含む施策について、次のように表記しています。

女性活躍推進
施策（番号）

DV防止
施策（番号）

3. 内容

基本目標 I

男女共同参画の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会とは、日本国憲法にうたわれている個人の尊厳、男女平等の理念の実現を前提に、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会です。

そのような社会の実現のためには、男女共同参画の意識づくりや学童期における教育が重要といえます。男女共同参画の意識づくりを推進し、誰もが性別や年齢にとらわれず、自分らしい生き方ができる男女共同参画の視点に立ったまちづくりを目指します。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
千葉県男女共同参画地域推進員数 (鋸南町)	人	2	現状維持

関連するSDGs



(1) 男女共同参画の意識づくり

女性活躍推進
施策 1、3

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、町民が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、人々の意識の中にある「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、解消できていないといけません。

こうした性別役割分担意識にとらわれず、すべての町民があらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画意識を定着させる啓発・広報活動が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	男女共同参画意識の普及促進 重点	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、男女共同参画に関する情報や国が定める男女共同参画週間について発信します。	総務企画課
2	男女共同参画センターで開催するイベントへの参加推進	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、千葉県男女共同参画センターで開催するイベントの情報を発信し、参加を促します。	総務企画課
3	千葉県男女共同参画地域推進員候補者の積極推薦 重点	千葉県男女共同参画地域推進員候補者をホームページやSNS、広報誌などで募集し、積極的に県へ推薦します。	総務企画課
4	男女共同参画に関連する研修会への参加	男女共同参画に関連する研修会への積極的な参加を図ります。	総務企画課

(2) 男女共同参画・人権に関する教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画に対する意識を高めていくために、男女共同参画について考える場や学習する場を提供していくことが重要です。

学校教育においては、将来を担う子どもたちが自分と他者を大切に思い、ジェンダーにとらわれることなく認め合う男女共同参画の意識を育てるための教育が求められています。

また、町民へ男女共同参画の重要性を周知するためには、町職員一人ひとりが意識を持つことが大切です。町職員が男女共同参画について学習できるような機会が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	男女平等・人権教育の実施	保育、教育施設で、男女平等・人権教育に取り組みます。また、人権教育を通して差別やいじめの防止に取り組みます。	教育課
2	多様な選択ができる進路学習の実施	固定的な男女別の職業観にとらわれない主体的な進路選択ができるよう取り組みます。	教育課
3	町職員への男女共同参画の意識啓発	町職員に男女共同参画についての重要性を周知し、一人ひとりが意識して行動できるよう意識啓発を図ります。	総務企画課

基本目標Ⅱ

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

家事や育児、介護などは家族全員の協力により担うべきですが、女性はそのほとんどを担うことが多く、負担がかかっていることから、家庭以外での女性の活躍が困難となっています。

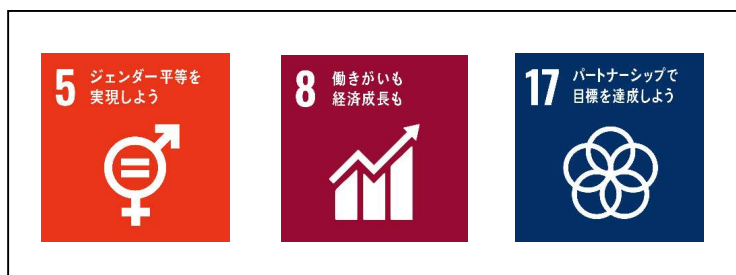
このことから、すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、あらゆる場面において活躍できる社会が必要とされています。

女性の活躍を社会全体で支援することは、男女がともに仕事と家庭生活を両立でき暮らしやすい社会の実現につながります。誰もがあらゆる分野で個性や能力を發揮できるよう、男女共同参画を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
各種審議会・委員会の女性の割合	%	19.4	40
保育所待機児童率 幼稚園一時預かり保育所待機児童率 学童保育所待機児童率	%	0	現状維持

関連するSDGs



(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・推進

女性活躍推進
施策1、2、3

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、家族や職場、地域などの理解と協力が必要不可欠です。しかし、男性中心型労働慣行や長時間労働による仕事中心の生活スタイルにより、性別に関わらずワーク・ライフ・バランスをとることが困難となっています。

ワーク・ライフ・バランスをとることで、男女が対等な立場で相互に協力し合い、家庭生活・職業生活・社会生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現が求められています。

このような社会を実現するため、一人ひとりの働き方や暮らし方の意識の変革や職場における働き方改革の推進、子育てに関する支援サービスの充実が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 重点	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、国の定めた憲章・行動指針を発信し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努めます。	総務企画課 地域振興課
2	育児休業・介護休業制度の普及・取得促進	現在、町男性職員の育児休業取得実績がないため、男女が平等に育児休業を取得できることの普及・定着に努めます。また、育児休業・介護休業の取得割合を増加させます。	総務企画課
3	子育て支援サービスの充実 重点	子育て世帯を応援するため、現行の子育てに関する支援や経済的支援を継続するとともに、時代のニーズに合ったよりきめ細かな取組の展開を図ります。	保健福祉課 教育課

(2) 労働、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

女性活躍推進

施策 1、2、3、4

現状と課題

すべての女性が、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、あらゆる場面において活躍できることが重要とし、平成27年に「女性活躍推進法」が施行されました。

家庭以外での女性の活躍が困難な状況を社会全体で変えていき、職場などでの女性活躍が進むことは、男女がともに仕事と家庭生活を両立でき暮らしやすい社会の実現につながります。

また、施策や方針を決定する場で、男女の意見が等しく反映されるよう、様々な分野における意思決定過程への女性の参画を推進することは、男女共同参画社会の実現に繋がります。仕事と家庭を両立し、自身が持つ能力を發揮して働きたいと思う女性が活躍できるよう支援をしていくことが必要です。

一人ひとりが自身の生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に發揮できるよう労働・意思決定の場での男女共同参画の推進が求められています。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	町内事業所への男女共同参画の周知・啓発	町商工会や関係機関・団体と連携し、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の周知を図ります。また、国や県が実施している女性活躍支援実施企業への支援や表彰について周知を図ります。	地域振興課 総務企画課
2	農業への女性参加の推進	認定農業者などの家族経営協定の推進を図るとともに、女性の農業経営参加を推進します。	地域振興課
3	各種審議会・委員会の女性割合の増加 重点	女性の意見を積極的にまちづくりに反映し、自らの意思によりその個性と能力を十分に發揮できるよう各種審議会・委員会などへの女性登用に努めます。	総務企画課
4	町女性職員の管理職などへの登用促進・町女性職員採用者割合の増加	町女性職員の管理職への登用を推進し、男女問わず働きやすい職場環境の整備に努めます。また、ホームページやSNS、広報誌などを活用し、町職員採用試験において、男女ともに活躍できる職場であることを発信します。	総務企画課

(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

女性活躍推進
施策1、2、3

現状と課題

男女が平等に、家庭生活・職業生活・社会生活のバランスをとって参画できる環境づくりが求められています。

家庭生活においては、大人も子どもも誰もが家族の一員として参画し、男女がともに協力し合うことが重要です。子育て・介護についても、その負担が女性に集中することがないように、家族の支え合いが不可欠であり、安心して子育て・介護ができるよう地域社会全体で支えることが必要です。

社会生活においては、将来にわたり地域社会の活性化を図るため、意欲と能力を持った人が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であることを認識し、地域における男女の活躍を推進していくことが重要です。町社会福祉協議会が有償ボランティアの活動を開始したことなどから、より一層のボランティア活動の活発化を目指すとともに、男女が協力し合って活躍できるよう推進することが求められています。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	男性に対する家庭への参画意識啓発	公民館講座などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに、育児や家事の具体的方法について、男性が学習することを推進します。	教育課
2	自治会への男女共同参画の周知・啓発	男女共同参画に関する情報を自治会に提供し、男性とともに女性が参画し、女性の意見が積極的に自治会に反映されるよう周知を図ります。	総務企画課
3	ボランティア活動の活発化	積極的にボランティア活動をしたいと考えている人が、男女ともに参画できるよう、ボランティアコーディネーターを配置し、一層のボランティア活動の活発化を目指します。	保健福祉課

重点

基本目標Ⅲ

健康で安心・安全な地域づくり

男女共同参画社会の実現には、男女が互いに理解し合い、人権を尊重することが必要ですが、あらゆる人が健康で安心・安全に生活できることが前提といえます。しかし、人生100年時代を見据えた健康支援やDVなどあらゆる暴力の根絶、災害による被害の最小限化など多くの課題が見られています。

また、LGBTQ^{※8}と言われる同性愛、性同一性障害の方々は、周囲の理解不足や偏見により、社会の中で様々な困難に直面しています。社会全体が多様性を尊重する環境づくりが求められています。

男女共同参画を推進することで、すべての人が健康で、暴力のない、災害対応力のある、多様性が尊重された安心・安全な地域づくりを目指します。

達成目標

指標	単位	現状値	目標値
特定健診受診率	%	21.7	65
DV被害発生件数	件	0	現状維持
町消防団における女性消防団員数	人	15	現状維持

関連するSDGs



※8 LGBTQ (セクシュアル・マイノリティ)

女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、性別越境者(Transgender)、性的指向(好きになる性)や性自認(心の性)が定まっていない、意図的に決めていない人(QuestioningまたはQueer)の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつとなっています。なお、「人の属性を表す略称」として、性的指向、性自認の英訳の頭文字を取った「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)」は、異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことをいいます。

(1) 生涯を通じた健康づくりの促進

現状と課題

男女が互いの心と体の性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。そのためには、男女がともに将来にわたって健康に過ごせるよう、健康について正しい知識と理解を持ち主体的に健康づくりに取り組むことや、的確な保健・医療を受けることが必要です。

さらに、人生100年時代を見据え、健康寿命の伸長のために更年期前後からの健康支援が重要です。ライフステージに応じた各種健診・検診の受診を推進するとともに、健康に関する知識を提供し、生涯を通して健康な生活を送れるような支援が求められています。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	若年層の特定健診・健康意識向上に対する啓発	特定健診年齢の引き下げやナッジ理論 ^{※9} などの活用により「意識せず」・「気が付いたら」・「自然に」といった健康づくり、アプリなどを活用した健康経営の推進により、若年層に対して早期からの健康増進への包括的な取組を進めます。	保健福祉課 税務住民課
2	各種健診、がん検診などの推進 重点	疾病の早期発見と健康増進を図るため、各種健診（特定健康診査・後期高齢者健康診査・フレッシュ健康診査など）を推進します。また、各種がん検診によるがんの早期発見、早期治療につなげます。	保健福祉課 税務住民課
3	不妊医療、周産期医療体制の充実	不妊医療、周産期医療体制の充実を県などの関係機関へ要請します。	保健福祉課

※9 ナッジ理論

ささやかな仕掛けによって人々の行動に影響を与えようとすることをいいます。

(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

DV防止

施策6、7、8、9

現状と課題

人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。誰もが安心して生活ができ、多様性を尊重した生き方ができるよう、差別や偏見のない、個々の多様性が社会全体で尊重し合えるようなやさしいまちづくりが求められています。

また、高齢化が進む中で、介護が必要にならないような健康の維持増進を図り介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が求められます。高齢者が住み慣れた町で安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを推進します。

DVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{※10}など、性に起因する人権侵害などの被害は、深刻な社会問題となっています。また、DVや児童虐待などのあらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に近年では子どもの前で暴力をふるったり、無視をするなどの心理的虐待の件数が増加傾向にあり、問題視されています。これらを克服することは男女共同参画社会を形成する上で重要な課題となっています。被害を防止し、暴力が深刻化する前に相談できる体制の強化に努めます。

※10 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

「性的嫌がらせ」や「相手側の意に反した性的な言動」のことをいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示など、様々なものがあります。特に、雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させることがあります。また、単に雇用関係にある者のみならず、高齢者施設や障害者施設などの施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こります。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	介護予防教室の充実	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持って安心して生活できるように、介護予防に関する知識の普及・啓発と介護予防教室への参加の働きかけを行います。	保健福祉課
2	介護支援サービスの充実 重点	介護を要する世帯を応援するため、現行の介護に関する支援を充実させ、世帯のニーズに合ったきめ細かな取組の展開を図ります。	保健福祉課
3	ひとり親家庭への支援の充実	民生委員児童委員などと連携し、ひとり親家庭が抱えている問題などを軽減するため相談に応じます。また、母子家庭の母親の就労支援をするため、自立支援教育訓練給付金事業の活用を促進します。	保健福祉課
4	障害者への支援体制の充実・強化	障害者のライフスタイルに応じた継続的な支援に努めるとともに、ハローワークや関係機関と連携しながら、雇用への確保や職場への定着に向けた支援体制を構築します。	保健福祉課
5	公共施設などのバリアフリー化の推進	子どもや妊産婦、親子連れでも安心して利用できるよう、歩道の整備を計画的に進めるとともに、バリアフリー化がされていない公共施設に対し、整備の取組を推進します。	各施設管理課
6	人権相談の実施	人権に関する悩み相談に応じるため、人権擁護委員による定期的な人権相談の開催に取り組みます。	税務住民課
7	DV・児童虐待を許さない意識啓発 重点	ホームページやSNS、広報誌などを活用し、DVや児童虐待は重大な人権侵害であることや相談窓口について発信します。	保健福祉課 教育課
8	DV・児童虐待の相談体制強化	関係機関などと連携し、DVや児童虐待に関する相談や事案への的確な対応に努めます。	保健福祉課 教育課
9	民生委員児童委員、主任児童委員の相談体制強化	民生委員児童委員、主任児童委員へ気軽に相談できるよう、積極的な関わりを促進します。	保健福祉課

(3) 防災・復興における男女共同参画の推進

女性活躍推進
施策1、3

現状と課題

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）によりその被害の大きさが決まると考えられています。性別、年齢、障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なるため、被害を小さくするためには、男女共同参画の視点から社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要です。女性や高齢者、障害者の視点を取り入れた防災備蓄品を充実させるとともに、防災分野への女性の参画を図ることで、命を守る体制の強化が必要です。

また、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団において、近年の社会経済や災害実態の変化に伴い、女性の視点を生かした活躍が求められています。

防災・復興の分野において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、男女の人権を尊重して安心・安全を確保するため、防災・復興分野における男女共同参画の推進が必要です。

具体的施策

No.	施策	事業の内容	担当課
1	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発 重点	国が定めた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知・啓発を図り、防災・復興分野における男女共同参画を推進します。	総務企画課
2	女性や子育て世代などに配慮した物資の備蓄推進	災害に備えて女性や子育て世代、高齢者、障害者に配慮した生活用品や防災用品の備蓄品を様々な視点を取り入れ充実させます。	総務企画課
3	町消防団への若者・女性の参画促進	町の消防活動の活性化のため、若者や女性の入団、女性の活躍の促進に努めます。	総務企画課

第4章 計画の推進体制

1. 計画推進のための役割

計画推進のための役割を明確にし、それぞれの立場で男女共同参画社会の実現に向け推進していきます。

(1) 町民の役割

家庭や仕事、あらゆる場面において男女共同参画の意識を持ち、男女が責任ある行動をします。家事・育児・介護など協力し、基本的人権の侵害となる暴力根絶に取り組み、互いを尊重しながら自分らしい生き方ができる社会を目指します。

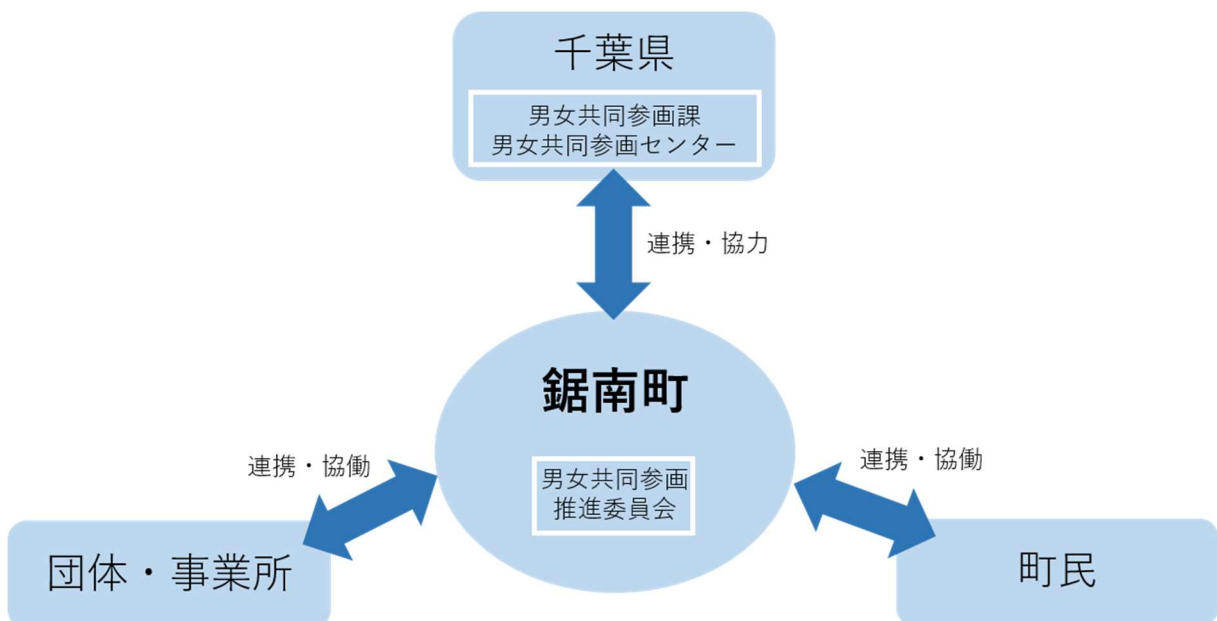
(2) 各団体・事業所などの役割

女性を積極的に各団体の委員に登用することや、事業所などでは男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守られることにより、女性も男性も育児・介護休暇が取得しやすい環境を作ります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め、家庭生活・職業生活・社会生活との調和を図ります。

(3) 町の役割

町職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意識向上を図ります。町民や事業所などに意識啓発の情報を提供し、担当部局と関連部局が連携し、全庁的に施策の充実に努めます。

また、様々な支援事業を展開するとともに、育児・介護休暇の取得など率先して男女共同参画を推進します。



2. 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたるため、総合的視点で連携を図る必要があります。本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民や各団体・事業所などとの連携を図るとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の啓発活動を推進し、共同体制の構築を図ります。

また、この計画の基本理念の実現を目指し、鋸南町男女共同参画推進委員会とともにPDCAサイクル^{※11}に基づく進行管理及び検証を行い、町民へ結果を公表します。

※11 PDCAサイクル

計画の策定（Plan）、計画的な実施（Do）、進捗の評価（Check）、見直し・改善（Action）の頭文字からとった単語で、品質管理や業務管理における継続的な改善方法のことをいいます。